

合気道札幌水雲会 会則 (2026.3.1)



合気道
札幌水雲会
aikido sapporo suinukai
imoZukui

社会常識や社会情勢にあわせて定期的に見直し改訂を行います。

また年会費・指南料は利用施設費用や物価変動により、見直し変更する場合があります。

稽古時間・受講料など

- ◎ 定期／毎週土曜日 匠スポーツホール【貸切専用利用】 18:20(18:00)～19:20 19:30～20:30(21:00)の二部制
毎週月曜日 東区体育館【一般開放利用】 18:40(17:30)～19:40 19:45～20:45(21:00)の二部制
- ◎ 不定期／毎週水曜日 中央区体育館【一般開放利用】 10:00(09:00)～12:30 その他：一般開放など 午前 or 午後 or 夜間のいずれか
- ◎ 休日／ホームページ上で事前に掲示いたします。急遽及び、やむを得ず休みとする場合は一斉LINEにて告知。
- ◎ 年会費／14,500円（スポーツ傷害保険と手数料・運営維持雑費等を含む）毎年3月中旬までに徴収
 - ・施設使用料：体育館は別途、匠スポーツホールは年会費に含まれます。
 - ・スポーツ傷害保険の適用期間：4月1日～翌年3月末日
 - ・10月以降の中途入会の場合は3月末日までの半年分として10,000円
 - ・月割り・日割りの割引はありません。
- ◎ 受講料／日謝回数カード制【シニア、学割無し】350円11回分＝3,850円→3,500円で提供（1回約318円）
 - ・一度納入された年会費、回数カード料等は、いかなる場合も返還はいたしません。
 - ・各コース内容や金額などは、運営上または経済情勢等の変動に応じて、今後変更になる可能性があります。
- ◎ その他／審査や各種登録など各上部団体の費用が加算される場合があります。（詳細は道場主宰へ）

会員資格など

- ◎ 道場主宰が入会を認め入会届（兼誓約書）を提出し、年会費を継続して納める方、かつ稽古毎に日謝を納入する方。
- ◎ 初心者入会は高校生以上66歳未満（特別クラスは別途定める）。経験者は面談後に道場主宰が入会を認めた方。
- ◎ 一般常識、言葉遣い、挨拶と受け応え、道場作法を理解し実践できる方。
- ◎ その他道場主宰が入会を認めた方。

ビジターについて

- ◎ 水雲会は当会を通して合気会合気道を学ぶ場であり「稽古場所を提供する会」ではないため、稽古相手を探すような単発・飛込みビジターの参加はできません。
公益財団法人 合気会の会員の方が道場主宰の許可を得た上、スポーツ障害保険に加入し、ビジター会員となった場合、参加可能とします。
- ◎ ビジター会員：ビジター年会費／5,000円（スポーツ傷害保険含む）、稽古参加1日1,000円。
- ◎ 招待ビジター：事由を考慮し道場主宰が招待・許可した者には当日のみ特例参加を認める場合があります。稽古参加1日1,000円（基本）。
- ◎ その他：全て当会規約に準じ、詳細は道場主宰が定めます。

入会及び稽古をお断りする方

- ◎ 暴力団や反社会的勢力の関係者、または犯罪歴のある方。後に判明した場合は即時退会処分とします。
- ◎ 刺青のある方・過度な染髪（赤、金、紫など）の方。（5cm程度のファッションタトゥーや染髪濃度など、一部の例外は除くがいずれも道場主宰の判断によります）。
- ◎ 医師から運動を禁止されている方、心身に大きな病気を抱えている方、伝染病または他人に感染する恐れのある疫病を有する方。
- ◎ 飲酒や風邪を含む一時的な病氣・体調不良などで正常な稽古が困難と判断した場合、回復するまで稽古の参加はお断りさせていただきます。
- ◎ 当会が不適当と判断した場合は入会、入場をお断りします。また、入会後に関しても風紀・秩序を守らない会員については速やかに退会させていただきます。

休会・退会・未納年会費について

- ◎ 休会、退会される場合は、「休会届」を前月の10日まで、「退会届」は2月末までに道場主宰者まで届け出てください。期日を過ぎますと翌年の年会費を納入いただきます。
- ◎ 休会中でも年会費は掛かります。当会は月割制ではないため月謝の請求はありません。
- ◎ 休眠：道場主宰者が認めた上で、一定期間、札幌を離れる場合でも当会を拠点（審査受験）道場として在籍したままにしたい場合は休眠することができます（有料）。委細・承諾は道場主宰へ。
- ◎ 退会時に未納年会費がある場合は、即時納入してください。また退会後に未納年会費が判明した場合は、ご請求しますのでお支払いください。
- ◎ 年会費を滞納した場合は「未納退会」処分となり、退会後も未納年会費の請求は行われ、お支払い頂けない場合は法的手続きが取らせていただきます。
- ◎ 当会で得た資格（稽古回数）は退会されると無効になります。
- ◎ 退会された方が再入会される場合は、年度途中であっても年会費の全額が必要となります。

規則とのマナー

- ◎ 稽古に参加する時は必ず、出席カードに日付印を押し、出席簿に出席印を押してください。
- ◎ 会員は、相互の親睦、融和を図り、指導者の指示に従って行動してください。
- ◎ 稽古場には礼をして出入りし、場内でも指導者、会員に対して礼を心がけ相手の人格を尊重してください。
- ◎ 使用した用具は元の位置に返却し、練習終了後は使用した用具やスペースの掃除をしてください。
- ◎ 各種稽古施設の閉館・退館時間は厳守してください。
- ◎ 他武道、他団体のエンブレムや刺繍、色の入った道着・帯は使用禁止。無地白色道着と色帯を使用してください。
- ◎ 指輪（結婚指輪含む）やピアス、付爪、アクセサリは外してください。
- ◎ 化粧は落とし、爪は短く切り揃え、髪は束ねてください。
- ◎ 安全のため眼鏡を外して稽古すること。当会では装着のままの稽古は不可とします。
- ◎ 上級クラス対象者の育成クラス稽古への参加、指導行為（休み時間含む）は固く禁じます。
- ◎ 他武道、他団体、多流派を含む当会以外の指導法での指導行為全般を禁止します。
- ◎ 指導者の許可を得ていない会場内での他者を交えた自主稽古は原則禁止します。
- ◎ セクハラ・パワハラ・モラハラは固く禁じます。確認された場合は除名退会処分の上、上部組織へ報告いたします。
- ◎ 他会員に対しての政治活動や営業活動、宗教活動等の勧誘行為を禁止します。

体調管理・注意事項

- ◎ 自己の身体管理を行い、稽古中異常を感じた場合は速やかに申し出てください。
- ◎ 医師の診断により運動を制限または禁止された方は、その旨を申し出て診断指示に従ってください。
- ◎ 会員は稽古中及び審査やイベント参加などは自己責任のもと行うこと。万が一事故やケガなどの損害が生じて、当会はスポーツ傷害保険の適用手続き以外の一切の責任は負いかねます。
- ◎ 当会及び利用会場の所有管理物を、汚損・毀損・亡失させた場合はその損害について自己の責任をもって復元してください。
- ◎ 紛失、盗難について、当会では一切の責任を負いかねます。
- ◎ 他会へ移籍された後に水雲会に復帰を希望する場合は、面談後に可否判断いたします。
- ◎ 年会費・回数カード、昇級・昇段審査費等はの払い戻しは、いかなる場合もいたしません。
- ◎ その他、不明な点は自身で判断をせず、道場主宰に問い合わせ確認してください。

審査

- ◎ 年3回／3月、7月、11月の土曜日（基本）。
- ◎ 当会の稽古回数は他会では反映されません。
- ◎ 審査受験には当会会員以外に「公益財団法人 合気会」の会員になる必要があります。要件・費用などは合気会に準じます。

他会の会員の身分について

- ◎ 他会との重複加入は認めません。但し移籍当初は入会日時より1ヶ月間は猶予期間（期限を超えた場合はビジター扱いとなります）とし、その上で水雲会入会後は下記の条件を適用するものとします。
- ◎ 期限内での重複在籍を可能としますが「水雲会で審査を受ける方を正会員」とし、「他会との重複期間は準会員」とし水雲会での稽古回数は審査対象としては「適用いたしません。また移籍前の過去に遡っての適用もいたしません」。
- ◎ 水雲会で始めた方の他会との重複は上記同様に審査対象とはいたしません。

水雲会の身分について

- ◎ 合気会申請登録道場